

純ちゃんのコーナー

(ロータリー3分間情報)

Part III



伊丹ロータリークラブ

深川純一

目 次

1. 幸せを祈る	2
2. 国際ロータリーのテーマ	3
3. マッチの火	4
4. 募金箱	5
5. リンゴの並木道	6
6. ロータリークラブとR Iとの関係	7
7. ウイリアム・ロビンス国際ロータリー会長	8
8. ロータリーとは?	9
9. ロータリークラブとは?	10
10. 国際ロータリーとは?	11
11. ロータリーの奉仕とは?	12
12. ロータリークラブと国際ロータリーとの関係	13
13. ロータリーの団体奉仕の準則	14
14. ある日の例会	15
15. 鏡の前の外科医	16
16. イニシエーション・スピーチ	17
17. ロータリーのモットー・その1	18
18. ロータリーのモットー・その2	19
19. ロータリーのモットー・その3	20
20. ロータリーのモットー・その4	21
21. ロータリーのモットー・その5	22
附. 『クラブ奉仕』～クラブ自治権の確立～	23

序 に 代 え て

当クラブのロータリー情報委員長竹中秀夫会員の発案によりまして、最初に、ロータリー3分間情報を「純ちゃんのコーナー」と名付けて発足したのは、今から3年前の7月のことでした。そして、早くも今年で3年の歳月を閲することになりました。その間、浅学非才をも顧みず、クラブの皆様の温かい御理解と友情にとり何とか雑駁な知識をもって説き続けて参りましたが、顧みて、誠に忝怩たる思いでございます。

一昨年度は、当初、体系的に「ロータリー日本史」を話そうと思って説き始めたのでありますが、元来、歴史的な事実を僅か3分間ずつの話を持って体系的に叙述して行くということは本来不可能であることに気づきました。

そこで、結局は元の木阿弥、初年度と同じく全くの行き当たりばったり、思いつくままに話す格好になってしまったのでございます。そして、昨年度もその方法を踏襲致しました。

ただ、昨年度は、年間21回しか話すことが出来ませんでしたので、全体としての内容が大変乏しくなりました。

そこで、今年3月6日にポートピアホテルで開催された当地区の「地区チーム研修セミナー」で私が話した『クラブ奉仕』～クラブ自治権の確立～という一文を巻末に付け加えていただきました。誠に拙いものでございますが、併せて御高覧賜りますれば幸甚に存じます。

最後に、私の拙い話を一年間辛抱して聞いてくださったクラブの皆様の寛容と友情に心から感謝致しますと共に、この小文集の発刊に御尽力頂いた竹中情報委員長はじめ事務局の方々に心からなる感謝を捧げ、ペンを擱きます。

2004年7月

深 川 純 一

1. 幸せを祈る

約10年ほど前にRYLAセミナーで、当時、岡山ノートルダム聖心女子大学の学長をしておられた渡辺和子先生に聞いた話を紹介しておきます。

先生は、29歳にしてカソリックの信仰の道に入られ、修道女としてアメリカのボストンに渡られたのでありますが、夏の暑い或る日、食堂で約150人位の夕食のために、お皿とナイフとフォークをテーブルにセットする仕事をしておられたのであります。

その時、先輩のシスターが先生に、『シスター、貴方は、今、何を考えていますか』と尋ねました。先生が、『何も考えていません』とお答えになりますと、その先輩のシスターは厳しい顔になって、『貴方は、時間を無駄にしています』と言われました。

先生は、その意味を理解しかねて怪訝な顔をすると、その先輩は、『お皿とナイフとフォークを並べるのであれば、やがてその席にお座りになる人のために、何故、心の中で「お幸せに」と祈りながら並べないのですか。何も考えないで、ただ漫然とお皿とナイフとフォークを並べるのは、時間を無駄にしています』と諭されたそうであります。

渡辺先生は、『私は、今まで如何に効率的に仕事をするか、と言うことを教えられてきましたが、時間に愛を込める、仕事に愛を込めると言うことは、初めて教わりました。お皿は、同じ早さで、同じ姿に並びます。しかし、目に見えない大切なものが込められるか、込められないかによって、世の中は大き

く変わるということ、それは、一つには、私がお幸せにと祈って置いたお皿で召し上がった方は、必ずお幸せになるという信仰であります。

ただ、それよりも私にとって大切なことは、私が救われたということ、つまり、私にとって、つまらない仕事はなくなったということ、お皿並べというつまらない仕事、雑用だと思っていた仕事は実はそうではない。雑用は、私が仕事を雑にした時に雑用になるということを教えられました。だから、救われたのは私です。

つまらないと思ってお皿を置く、お幸せにと祈ってお皿を置く。外から見た限りは全く同じに見えます。かかった時間も変わらない。しかし、仕事の量は同じでも、仕事の質が変わっている、ということは、その人自身が変わったということでもあります』と述懐しておられました。

お皿を並べるという行為に愛を込めるように仕事に愛を込める。私達職業人の全ての行動に愛を込めると言うことは、言い換えれば、職業を倫理的に営むべし、倫理的な商売を営むべし、ということでもあります。職業奉仕は、心の問題を重視する優れて精神的な奉仕であります。したがって、渡辺先生の言葉は、職業奉仕の基本的な考え方を示しているのであります。仕事に愛を込める、時間に愛を込める、そのことなくして職業奉仕の実践はあり得ないと言っても過言ではないのであります。

2. 国際ロータリーのテーマ

現在、国際ロータリーのテーマと呼ばれているものは、国際ロータリーの理事会が作ったものでもなく、また、国際ロータリーの事務局が作ったものでもありません。それは、国際ロータリーの会長の個人的発想によって作られたものであり、個人的な所信の表明に過ぎません。したがって、古くは、国際ロータリー会長のターゲットと呼ばれていました。それが何時の頃からか、国際ロータリーのテーマと呼ばれるようになったのであります。

元来、ロータリーには、綱領がありますから、このようなターゲットとかテーマなどは要らないのでありますが、1949-50年度の国際ロータリー会長パーシー・ホジソンが会長就任に際して、初めてターゲットを出してから、これが慣例化し、後にこれが国際ロータリーのテーマと呼ばれるようになったのであります。但し、中には、ターゲットを出さなかった会長も数名はいました。

しかし、何れに致しましても、ターゲットやテーマは、国際ロータリー会長の個人的所信の表明でありますから、年度によってその態様は様々、正に玉石混淆であります。ロータリーの心を説いたものもあれば、大上段に振りかぶって世界社会奉仕や国際奉仕を説いたものもあり、人によって好き嫌いがあるかと思えます。

私の好きなターゲットは、1960-61年度の国際ロータリー会長エド・マクローリン (J.Edd McLaughlin) の” You are ROTARY”

であります。即ち、

” You are ROTARY” 貴方がロータリーですよ。ロータリーというのは、国際ロータリーのことでも、ロータリークラブのことでもない。あなた方一人ひとりのロータリアンの心の中に宿るもの、それがロータリーなのですよ、と呼びかけているのであります。これは優れてアメリカ的な発想であります。アメリカ法的なものの考え方によれば、国家とは、国民一人ひとりの心の中に宿るものだと考えるのであります。即ち、

英米法の考え方では、国家とは国民の総体であると考えます。しかし、国民が一億人集まっても、それだけでは烏合の衆に過ぎません。この人間集団を国家という統一体にするためには、主権や統治権その他のプラスアルファがなければなりません。

では、このプラスアルファは、何処にあるのかというと、一億の国民の一人ひとりの心の中に宿る、即ち、国民に分属する、と考えます。このように英米法は、国家とは一人ひとりの国民のことだという立場をとるのであります。したがって、一人ひとりの国民が理性の命ずるところに従って自分の徳性を磨く、その徳性の総和は、必ず国の政治に反映し、国家の徳性も上がって行く。ロータリーもこれと同じであって、一人ひとりのロータリアンが自分の心を磨くことによって、職業社会、地域社会、国際社会の徳性が磨かれ、社会全体が明るくなるとマクローリン会長は説くのであります。

3. マッチの火

今から25年前、当地区の第一回RYLAセミナーが小豆島の余島で開催された時の話であります。三日目の夜、フォーラムのあと、『Around the Corner』という映画が上映されました。世界中の国々をテーマとした素晴らしいものでありましたが、映画が終わったその直後、時のガバナー執行孝胤先生が「皆さん、火を消して真っ暗にしましょう」と言って真っ暗なホールの中央に立たれました。そして、自ら一本のマッチを擦って灯されました。執行ガバナーの顔だけが明るく照らし出されました。

「今、このマッチの火は、私の顔しか照らしていません。皆さん、皆でマッチを擦って灯してください。もっと明るくなるでしょう」

皆が一斉にマッチを擦りました。皆の顔が明るく照らし出され、ホール全体が明るくなりました。そこで、執行先生は、皆に向かって言われました。

「一本のマッチの火は、それぞれ小さいけれども、それが沢山集まれば皆が明るくなります。これが私達の仕事なのです。私達が灯すのは、大きな松明でも何でもありません。本当に小さなマッチのような火であるかも知れませんが、そのことによって私達は、この世の中を明るくして行こうとしているのです」と説かれました。これは、ロータリーというものの核心をついた言葉であります。

私は、執行ガバナーに、よく咄嗟にあのような機転がきましたね、と言いますと、執行ガバナーは、「映画のあとの暗がりに、昔、

映画で見たダニー・ケイの演出を思い出して、咄嗟にそれにならったまじだよ」と言っておられましたが、それにしても、映画のあとの感動が未だ醒めやらぬうちに、咄嗟の機転でこのような行動に出て、ロータリーの心を説かれた執行ガバナーを素晴らしいと思いました。私は、ロータリーが身に付くというのはこういうことなのかと強い感銘を受けたものであります。

この執行ガバナーのマッチの火で思い出したRI会長のターゲットがあります。インドのカルクタロータリークラブから出ました1962-63年度のRI会長 Nitish C.Laharry ニティッシュ・ラハリーの提唱であります。即ち、

『世界中の何処かの片隅に、一人でも不幸な人が居る限り、我々ロータリアンは永久に幸せになることが出来ない。心の中に火を燃やそう！ Kindle the spark within !』というのであります。ラハリー会長は、心の中に火を燃やそう、と一人ひとりのロータリアンに呼びかけています。その火は、勿論、皆を幸せにする愛の火であります。これはカルクタという極貧の世界から全世界のロータリアンに対して高々と打ち上げられた理念の提唱でありました。一人ひとりの燃やす愛の火は、マッチの火のように小さなものかも知れないが、全世界の一人ひとりのロータリアンが心の中に愛の火を燃やせば、世界中の人達が幸せになり、この世の中が明るくなると説いているのであります。

4. 募金箱

先ず、第5回RYLAセミナーでのキャンプファイヤーの寸劇の一齣を紹介します。

キャンプファイヤーが燃えているそばで、『恵まれない人達に募金をお願いします』と言って若い男女が募金箱を持って立っています。

そこへ先ず酔っぱらいが現れました。彼は、色々とからかいながらも、結局は募金箱にながしかの金を入れて立ち去ります。

次に、「暴力団」と背中に書いた男が来ました。『お願いします』と言われて、『うるさいな!』と言いましたが、ちょっと考えてから、募金箱に金を入れて立ち去ります。次に、若い恋人達が通りかかりました。二人は何も言わずに、募金箱に幾ばくかの金を入れて立ち去りました。

その次に、「ロータリアン」と背中に書いた男が通りかかりました。彼は、色々と励ましの言葉をかけたり、褒めたりしましたが、結局、一銭も入れずに立ち去りました。

そのあとで、そばで蹲っていた乞食が立ち上がり、皿の中に施しを受けたわずかな硬貨の中から、一枚の銅貨を取り出して募金箱に入れて、黙って立ち去りました。

皆さんは、このショッキングな寸劇をどのようにお考えになるでしょうか。

実はこの寸劇は、西宮の冒険学校 (out door educational center) から受講生として参加された道下敏美さんという21歳の可愛いお嬢ちゃんの発案でありました。

この寸劇は、RYLAに参加している私達ロータリアンの目の前で演じられたのであります。まさに若者達が、私達ロータリアンをどのような目で見ているか、を如実に物語っていると思うのであります。ロータリアンは、常日頃、世のため人のための奉仕を説いて、口では綺麗なことを言っているが、奉仕の実践ということになると、意外に財布のひもが硬い、ということをや若い受講生達は見抜いているのであります。私達は、謙虚に反省しなければならないと思うのであります。

1923年のセントルイスの国際大会の決議第23-34号の第4項は、ロータリーの奉仕とは何かについて規定しています。即ち、ロータリーの奉仕とは、単なる心の状態を言うのではなく、その心が行動として客観化された状態を言うとして規定しています。

これは何を意味するかと言うと、精神と実践との調和、即ち、実践できないことは口にするな、と言うことであり、これを提案したのは、1914年のロータリークラブ国際連合会の会長フランク・マルホランド Frank L.Mullholand でありました。『ロータリーの理論は正しい。しかし、その最大の欠点は二重人格者を作ってしまうことである。したがって、ロータリーは、必ずしも金を出せと言っているわけではない。しかし、出さなければならないものについては、財布の紐を緩やかにしなければ、口先だけのことになってしまう』と彼は説くのであります。

5. リンゴの並木道

昔、私の俳句の恩師高野素十先生がドイツのハイデルベルグに留学しておられた時の話であります。先生がドイツ人の友人と郊外を歩いておられました。その道は、綺麗な道でありましたが、両側が1メートル幅くらいに少し高くなっており、そこに林檎の木が並木のように5、6メートルおきに植えてありました。先生が友人のドイツ人に、これは誰の所有かと訊ねられたところ、町のものであると答えました。

「この林檎を盗む者はいないのか」

「ドイツ人でこういうものを盗むものはいない」

「もし、この林檎が道の上に落ちてでも拾わないか」

「落ちた林檎を朝早く通る人が見つけると、それを拾って林檎の木の下に置いていく」

と言うのであります。確かに、或る木の下には二つ三つ真っ赤な林檎が置かれていたので、ドイツ人の言うことが正しいことが判ったそうであります。

当時の日本は、敗戦直後で世相がひどく乱れている時でありましたが、ドイツも同じく敗戦後の混乱期にあったのであります。

私は、このような林檎の並木道が、奇蹟のように、また、夢のように、今の日本にあつたら、どんなに美しいことであろうかと思うのであります。

この話は誠に素朴ではありますが、ドイツ人には、自分達の地域社会 (community)は、

自分達で守り育てようと言う意識 (倫理) があることを示しています。

元来、community というのは、communicationのある社会のことです。したがって、人々の間にcommunicationがなくなれば、それは最早 community とは言えないのであります。人間の集団ではあっても、それは烏合の衆でありまして、communityとしての実体がないのであります。その様な社会では、充実した地域社会生活など望むべくもありません。これは、ロータリーの奉仕を考へるとき重要な意味を持ちます。倫理運動の担い手であるロータリアンが、この林檎の並木道ような道を町に一本でもよい、或いは村の片隅にでもよいから作ることが出来たら、どんなに美しい国になるだろうかと思うのであります。

ロータリーの奉仕とは、このような人々の意識を育てること、人の心を育てることです。これが地域社会奉仕の核心にある考え方なのであります。地域社会奉仕を考へるとき、福祉施設に寄付することも大切なことであり、また、地域開発のプロジェクトを立ち上げることも結構であります。それらのことは、ロータリーとしては為さねばならぬこと、避けて通れないことではあります。実は、そこにロータリーの本願は無いのであります。ロータリーの本願は、あくまでもロータリアンに奉仕の心を授けること、人の心を育てることにあるのであります。

6. ロータリークラブとRIとの関係

ロータリークラブは、平等対等な人間の集まりであります。このクラブと、クラブの集まりである国際ロータリーとの関係は何かというと、これも平等対等なのであります。国際ロータリー（RI）がロータリークラブよりも地位が高いではありません。何故かと言うと、ロータリークラブは、どこからも一切の制約を受けない、国家で言えば主権を持った完全な自治団体であります。そして、国際ロータリーもクラブと同じく主権を持った完全な自治団体でありますから、両者の関係は平等対等なのであります。

この関係を理解するには、アメリカ合衆国の国家組織を考えればよいと思います。即ち、アメリカ合衆国は、50の州から成り立っていますが、この州というのは、日本国と同じく主権を持った独立国家なのであります。したがって、50の独立国家が集まって連邦を構成しているのがアメリカ合衆国なのであります。

ところで、この州と連邦との関係をみますと、州が連邦より下に位置すると考えると、独立国家である州の主権がなくなり、州は独立性を失い国家ではなくなります。これに反して、州が連邦より上に位置すると考えると、連邦は、州という独立国家間の条約機構の下に位置することになり、連邦の主権はなくなります。

そこで、アメリカ合衆国は、州と連邦とは対等であると考えて、州の為すべき仕事と連邦の為すべき仕事を分けて、州と連邦とで役割を分担させているのであります。

そして、連邦にはどのような役割があるか、については、アメリカ合衆国連邦憲法修

正第1条第7項にその役割を列記しているのであります。このようにして、州と連邦とは、対等な立場に立ってその役割を分担しているのであります。

この考え方をロータリークラブとRIとの関係に当てはめると判りやすいと思います。即ち、クラブは、主権を持った自治団体であり、一方、RIも主権を持った自治団体であります。したがって、クラブがRIよりも下に位置すると考えると、クラブの自治権がなくなり、クラブは独立性を失います。

これに反して、クラブがRIより上に位置すると考えますと、RIの自治権がなくなり、RIは独立性を失います。

そこで、ロータリーは、クラブとRIとは対等であると考えて、クラブの為すべき仕事と、RIの為すべき仕事を分けて、それぞれの役割を分担させたのであります。

そして、RIの為すべき仕事としては、1923年のセントルイスの国際大会の決議第23-34号に三つの権限だけを規定しているのであります。即ち、

第1は、ロータリーの奉仕理念の追求。

第2は、奉仕理念を全世界に蔓延させる拠点としてのロータリークラブの拡大。

第3は、全世界のロータリークラブ間の情報媒介。

したがって、RIは、これ以外の仕事をしてはならないことになっているのであります。これ以外の仕事は、各クラブの為すべき仕事でありまして、RIがこれ以外の仕事をする、クラブの自治権の侵害になるのであります。

7. ウィリアム・ロビンズ国際ロータリー会長

今年の夏、東京東ロータリークラブの佐藤千寿バスターガバナーにゆっくりとお話を伺う機会がありましたので、その時の話を紹介しておきます。

佐藤バスターガバナーがガバナーの時の1974-75年度の国際ロータリー会長は、ウィリアムR. ロビンズ会長でありました。

そこで、ロビンズ会長が来日された時、佐藤バスターガバナーと同期のガバナー達が歓迎会を催し、慰労の意味を籠めて皆で金を集めて、会長に慰労金を差し出しました。すると、会長は、その金を受け取って、それを倍額にして米山記念奨学会に寄付したのであります。これが、日本人以外で米山奨学会に寄付した最初の人でありました。

米山記念奨学会というのは、国際ロータリーとかロータリー財団とは何らの関係もない日本ロータリー独自の教育財団であります。ロビンズ会長が、何の蟠りもなく寄付されたということは、誠に心暖まる話であります。今月は、米山月間でありますので、先ずこのことを紹介しておきます。

ところで、ウィリアム・ロビンズ会長のターゲットは、『ロータリーの精神を奮い起こせ』**Renew the spirit of Rotary!**でありました。

ところが、佐藤バスターガバナーは、この国際ロータリーの公式の日本語訳は感心しないが、さればと言って公式訳を勝手に変更することも出来ない。そこで、解釈自由の原則により、地区協議会では、この**Renew**と言う言葉の解釈に触れて、**Revive**という言葉を引き合

いに出して、『色々塵や垢が積もって埋もれている、そういう隠された真実に光を当て、掘り起こして活を入れようという意味でありましょう。ロータリー原初の純粋な精神に立ち戻りましょう』という趣旨の説明をされたそうであります。

これは、誠に明快な説明であります。ロータリーの第一義は、心の開発、即ち、ロータリアンが純粋心の世界に立ち帰ることあります。

更に、佐藤バスターガバナーによりますと、神守源一郎バスターガバナーは、この公式訳では生ぬるいといって『ロータリーの魂を洗い直せ!』と提唱されたそうであります。これもまた、誠にロータリーの本質を突いた名訳であろうと思うのであります。

イギリスでは『ロータリーは、人間の魂のあり方の問題である』とも言われているように、ロータリーは、本来、心の問題を重視する優れて精神的な活動であります。

二宮尊徳翁が、『田畑を耕す前に、先ず心の田畑を耕せ』と言ったように、ロータリアンは、諸々の実践活動をする前に、先ず、自らの心を洗って、己の足らざるところを他のロータリアンに学ぶ姿勢を持つことが必要であります。

この意味において、ロビンズ会長の**"Renew the spirit of Rotary !"**というターゲットは、ロータリーの核心を突いた誠に素晴らしいものであると思うのであります。

8. ロータリーとは？

ロータリーとは何か、と問い掛けられた場合に、それは、ロータリアンのことではありません。ロータリークラブのことでもありません。国際ロータリーのことでもないのです。これらは、全て目に見えるものであります。

ところが、ロータリーというものは、目に見えないもの、即ち、ロータリーと呼ばれる一定の質の思想のことなのであります。

では、ロータリーの思想とは一体何か、思想の実体としてのロータリーとは何か。1923年のセントルイス国際大会における「決議第23-34号」の冒頭第1項には、『ロータリーとは、利己と利他との調和を目的とする人生の哲学である』と規定されています。

では、この具体的な意味内容とは何か、と言いますと、クラブ定款第4条の「ロータリーの綱領」を見るとその意味内容が白ずから明らかになるのであります。即ち、綱領の本文には、ロータリーとは、企業の根底に奉仕をおくべしとする理想を追求することを目的とするクラブ活動のことである、という趣旨のことが規定されています。この『企業の根底に奉仕を置く』というところが中心概念であります。

ところが、資本主義経済社会においては、企業の目的は利潤の追求でありますから、企業の根底には『儲け』があるわけであります。

では、ロータリーは、儲けを否定するのと言うと、否定はしないのであります。ここが大事なところでありまして、もし、儲けを否定しますと、ロータリーは、訳の解らないある種の宗教団体のような、非常に倫理的統制の強い団体になってしまうのであります。

ロータリーは、企業の根底に儲けがあることを認めた上で、『それでは儲けとは一体何か』と考えるわけであります。例えば、百円の物を仕入れて百万円で売ったとすれば、果たしてこのような利益をロータリー的な意味での儲けと呼べるでしょうか。法律的に見れば、これは暴利であります。商人もやはり儲けなければ幸せな人生を築くことは出来ないのであります。それには限度があって、適正な利潤を超えて儲けてはなりません。適正な利潤を超えて商人が儲けると言うことは、お客様が不幸になることを意味するのであります。したがって、商人は代金（儲け）を受け取って幸せになるが、お客様もその商品を買って幸せになるという、両者の調和点が何処かになければなりません。これを抽象的な表現で表しますと、『利己と利他との調和』と言うことになるのであります。『ロータリーの奉仕』というのは、実は、このことを言うのであります。これがロータリー思想の実体であります。

9. ロータリークラブとは？

1923年のセントルイス国際大会の決議23-34号は、その第2項において、ロータリークラブとは何をするとするか、ということについて規定しています。即ち、ロータリークラブには4つの機能があります。

1. 先ず第1に、一業一会員制をもって選ばれた良質な職業人であるロータリアンに奉仕哲学を理解していただく、そのために自己研鑽を遂げていただくことであり、しかも、その自己研鑽はクラブの中で集団的に行うということでもあります。

2. 第2に、クラブは、職業倫理観というものを宣言しなければなりません。

これは、自己研鑽の総和を見るわけであり、即ち、ロータリアンの自己研鑽は、いずれも職業経験を中心としていますから、職業観、経営観の改善という形に繋がってまいります。そこで、その改善された各会員の職業観の総和を捉えてみますと、地域社会に存在する全ての職業に適用せらるべき職業の在り方というものを宣言することが出来るわけでもあります。即ち、

一人一人は、個別的に自己改善をしますが、クラブ会員全体の総和を見ますと、ありとあらゆる職業に適用せらるべき理想的な職業観というものを宣言することが出来るわけでもあります。

実は、これが、1915年にサンフランシスコの国際大会で『全分野の職業人を対象とするロータリー倫理訓』が宣言せられた原理的な根拠なのであります。

要するに、ロータリークラブは、職業倫理訓というものを宣言しなければならないのであります。

3. 第3に、ロータリークラブは、個人奉仕を提唱しなければなりません。但し、この個人奉仕は、クラブの事業計画に入らない個人奉仕、即ち、クラブは一切関知しないロータリーに本体的な個人奉仕のことでもあります。

4. 第4に、ロータリークラブは、クラブの事業計画に組み込める個人奉仕、並びに団体奉仕を提唱しなければなりません。即ち、

個人的または団体的に、任意の一例を捉えて、奉仕プログラムの企画、立案、実施をしなければなりません。

そして、そのプログラムは、クラブの内においては、ロータリアンの自己改善の糧とし、クラブの外においては、地域社会の人達の公德心を高揚せしめる契機となるようなものでなければなりません。

このような目的がなければ、ロータリーの奉仕には、なり得ないのであります。以上が、ロータリークラブというものの機能の概要であります。

10. 国際ロータリーとは？

1923年のセントルイス国際大会の決議23-34号は、その第3項において、国際ロータリーとは何か、ということについて規定しています。即ち、国際ロータリーは、全世界に存在するロータリークラブの連合組織体であり、その機能は3つであります。これ以外の機能はありません。3つしかないのであります。

1. 先ず第1の機能は、奉仕理念の追求とその提唱であります。国際ロータリーのなすべき仕事は、世界中にロータリーの奉仕の理想を行きわたらせるために、ロータリーの奉仕理念を追求し、それを提唱することであり、

では、具体的には、国際ロータリーの誰が奉仕理念を追求するのか、と言え、国際ロータリーの地区内における役員は、ガバナー一人だけありますから、ガバナーが奉仕理念の追求をするのであります。つまり、比喩的に言えば、ガバナーは、仏教で言うところの菩薩であれ、ということであります。

2. 第2の機能は、ロータリーの拡大であります。ロータリーの奉仕の理想を世界中に行きわたらせるために、世界中の地域社会にロータリークラブを作って行こうということは、国際ロータリーの直接関心事であります。まさに、その目的のために国際ロータリーが出来たのであります。したがって、国際ロータリーの役員であるガバナーは、各クラブに対してロータリーの拡大を強く要請

するのであります。

3. 第3の機能は、情報媒介機能であります。国際ロータリーは、世界中のロータリークラブの情報を共通にプールして、賢明な情報を他のクラブに伝えるのであります。これは、ガバナーでなければ、果たすことの出来ない機能なのであります。

以上を要するに、国際ロータリーの機能は、この3つだけあります。したがって、この3つの機能の中に奉仕の実践は含まれていませんから、国際ロータリーは、奉仕の実践を絶対に行ってはならないことになってあります。

ところが、時として、クラブでは大したことは出来ないから地区で奉仕の実践をしよう、と考える人が居ます。しかし、地区というのは、国際ロータリーの組織そのものなのであります。したがって、国際ロータリー即ち、地区は、絶対に奉仕プログラムの企画、立案、実施をしてはならないことになるのであります。

但し、この原則には、ただ一つの例外があります。それは、consensusのある場合は、この限りではないということであります。consensusというのは、クラブの方から主体的に運動が盛り上がり、地区内全クラブの意思が合致した場合には、地区は、情報媒介機能の上に乗っかって奉仕の実践をしてもよろしい、それとドッキングしてもよろしい、ということになります。

11. ロータリーの奉仕とは？

1923年のセントルイス国際大会の決議23-34号は、その第4項において、ロータリーの奉仕とは何か、ということについて規定しています。即ち、

ロータリーの奉仕とは、単なる心の状態に尽きるものではない、つまり単なる精神状態の問題ではなくて、実践に至って初めて客観化される行動の哲学のことを言うのであります。この言葉は、何を意味するのかと言うと、精神と実践との調和、即ち、実践できないことは口にするな、ということを読んでいるのであります。

このことを提案したのが、1914年の国際ロータリー会長であった弁護士フランク・マルホランドでありました。

彼は、地方の弁護士として、功成り、名遂げたあとで、身体障害者養護学校設立の運動に身を投じます。そこで、彼が、嫌と言うほど味わった苦い汁は、「ロータリアンは、例会を通じて心が磨かれると言って奉仕を説くが、口ほどには金を出さない」と言うことでありました。

マルホランドは、儒教の朱子学と同じように、実践の出来ないことは、口にするな、実践をして初めて心の状態が判る、と考えたのであります。

『ロータリーの理論は正しい。しかし、その最大の欠点は、口先だけで実践を伴わない二重人格者を作ってしまうことである。した

がって、ロータリーは、必ずしも金を出せ、と言っているわけではない。しかし、出さなければならぬものについては、財布のひもをゆるめなければ、口先だけのことになってしまうのではないか。したがって、実践の出来ないことは、一切口にするべきではない』これが彼の基本的な考え方であり、決議23-34号第4項の意味するところなのであります。

この第4項で注意しなければならないのは、ただ実践すればよい、とは言っていないのであります。『理論から始まって実践に至るべし』即ち、理論の裏付けのない実践は、方向舵のとれた飛行機のようなものであって、奉仕の実践にはならない、ということもまた言っているわけでありまして、ただ闇雲に実践すればよい、ということではないのであります。

それと同時に、いかに高邁な理論を説いても、それが実践されなければ、それは、絵に描いた餅、燃えない石炭のようなものでありまして、ロータリーの奉仕とは言えないのであります。このようにして、マルホランドは、ロータリーにおける理論と実践との調和を説いたのであります。

この規定は、初期ロータリーが、1927年、基本的な原理形成を終えて、実践のロータリーに変身する根拠となった国際大会の決議でありました。

12. ロータリークラブと国際ロータリーとの関係

ロータリークラブも国際ロータリーも共に自主独立性をもった自治団体であります。したがって、双方が互いに自主独立性を主張すると衝突します。つまり、一方を立てると他方が立たず、他方を立てると一方が立たないという関係にありますから、これをどのように調和させるかということが問題になります。

これは、法的には、国際ロータリー定款第3条の直接監督権と標準ロータリークラブ定款第9条の絶対的自治権とをどのようにして調和させるかの問題でありまして、この問題を解決したのが、1923年のセントルイスの国際大会の34号決議でありました。

この決議は、第5項において、まず、各ロータリークラブは、絶対的な自主独立性をもっている、即ち、絶対的な自治権を持っている、ということを規定しています。つまり、標準クラブ定款第9条が中心であるから、各ロータリークラブがあつて始めて国際ロータリーがある、という考え方でありまして、これは、無条件絶対であり、一切の但し書きはありません。そしてこれは、国際大会の決議によって認められている定款上の大原則なのであります。

その内容は、国際ロータリーは、如何なる奉仕活動についても、各ロータリークラブに対して、積極的又は消極的に命令する権限を

有しない、というものであります。積極的とは或る事を為すべし、消極的とは或る事を為すべからずの意味であります。

ところが、この考え方を貫きますと、国際ロータリーの直接監督権に基づく指導・助言を与える立場というものが原理的に全くなってしまうことになります。

そこで、1922年の国際大会の決議によって認められた国際ロータリーの直接監督権とクラブの絶対的自治権との調和をどのようにすればよいか、という問題になるのであります。決議23-34号は、ここにロータリーの奉仕哲学を一枚入れてくるのであります。

要するに、これはロータリークラブの自主独立性と協調の問題であります。即ち、自主独立性を実質的に育てるためには、自主独立性を主張する者が、謙虚に頭を垂れて、周囲の人に学ぶ姿勢をもたなければなりません。したがって、各クラブは、国際ロータリーから出される指導と助言及び他クラブの経験について、謙虚に頭を垂れて学ぶ姿勢をもたなければならないのであります。この姿勢を持てば、クラブの自主独立性は無限にわたって発展できるのであります。したがって、国際ロータリー定款第3条と標準クラブ定款第9条の規定とは、実体論理の世界では矛盾するものではないということになるのであります。

13. ロータリーの団体奉仕の準則

決議23-34号第6項は、団体奉仕の準則を規定しています。第1項から第5項までが総論に当たる部分であり、この第6項が各論に当たるわけであります。

以下には、規定の文言の順序ではなく、原理的に順序立てて解説をします。

1. 先ず第1に、社会のニーズを調べることであります。ニーズの無いところに奉仕の実践はあり得ないからであります。

2. 第2に、社会のニーズがあっても、それについて専門事業団体がある場合には、クラブはその事業を起こしてはならないのであります。例えば、ローターアクトのニーズがあっても、それと同種の青少年団体があれば、ローターアクトを作らずに、その団体を援助・育成するようにならなければなりません。

3. 第3に、社会のニーズがあり、専門事業団体が無い場合でも、クラブの財源に不当な負担を与えるようなプログラムを組んではなりません。これはニコニコ箱の限度でやれ、と言うことであります。

ニコニコ箱の限度では出来ないときにはどうするか。その場合は、個人奉仕でやればよいのであります。団体奉仕は、元来、ロータリーに本質的な奉仕ではありません。個人奉仕が本質的な奉仕であり、ロータリーの奉仕の本来の姿であります。個人奉仕は、団体奉仕より遙かに大きな仕事出来るのであります。

4. 第4に、社会のニーズがあり、専門事業団体がなく、且つ、クラブの財源に不当な圧迫を加えない場合に限り、クラブの団体財源をもって専門事業を起こしてもよいのであります。但し、クラブがその管理権を握ってはならないのであります。何故ならば、クラブは継続的な管理能力を持っていないからであります。

5. 第5に、昔は、PRをしてはならないことになっていたのであります。その後、適正なPRはしてもよい、と言うことになりました。

6. 第6に、個人奉仕がロータリーの本体的奉仕であることを忘れてはなりません。

7. 最後に、以上のように、団体奉仕は、出来るだけ単事業年度に終了するものを選ぶことが望ましいと言うことであります。

その理由は二つあります。一つは、受益者の側の「馴れ」の現象であります。

例えば、福祉施設に毎年10万円寄付していると、最初は感謝していても、やがて、ロータリーさん今年も10万円ですかと言うようになります。

もう一つの理由は、団体奉仕の財源は、ニコニコ箱の金が引き当てになりますが、無数にあるニーズの中の一つにだけ毎年寄付をすることは、他のニーズを待たせることになり、他のニーズを泣かせることになるからであります。

14. ある日の例会

昭和2年4月1日の大阪ロータリークラブの例会の様態をご紹介します。これは、大阪ロータリークラブ50年史101頁に記されている物語であります。即ち、

会員達が例会場へ行ってみると、正面受付に、墨痕鮮やかに『本日臨時休会』と書いてありました。会員に予め通知もなく休会とは、一体どうしたことかと、一旦預けた帽子を受け取って帰りかけた人もありましたが、これを物陰から伺って悦に入っていたのは、ほかならぬ村田省藏さん。

*この人は後に昭和8年から2年間、日本の第3代日ガバナーを務めた人。

おまけに控え室の椅子まで取り払って、April Fool と大書した紙片を床の上に撒き散らし、会員来たれと、待ち構えていたのであります。

更に、ボーイまで抱き込んで、『どうして休会になったのか』と尋ねる会員に、『何でも会長が昨夜急病で亡くなられたそうで』と答えさせる徹底さでありました。

罨にかかった会員達は、最初は驚きますが、そこは流石にロータリアン、ハッと気づくと、今日は4月1日、April Fool。『何だ、ハイカラ共の化かし合う日か』と気づいて例会場に入ってみると、会長席には、会長ならぬ土屋大夢翁が傲然と構えている。

*この人はジャーナリストで、時の大阪時事新聞の主幹でありました。

平生会長は、席がないので末席に座りましたが、開会のベルに立ち上がって、『今日は、わがクラブに共産党の如きもの蜂起し、会長の席を奪われたが、会長としての職権は放棄しない』と宣首して例会に入ったのであります。

やがて、スープが出ると、これが実は紅茶だったという茶目振りを發揮した例会でありました。勿論、文句を言う者もなく、爆笑々々のうちに定刻になり、皆は散って行ったのであります。

当時の会員数70名、出席者50名といった頃のことです。こういう無邪気な企みが和気藹々のうちに通るクラブの雰囲気でありました。

東京ロータリークラブは、アメリカはじめ先輩クラブに負けてはなるまいというので、例会の運営も本場通りに整え、英文の週報を外国に送ったりして、いち早くその存在を認めさせました。言わば、うまく外形を整えることを先にしたのでありますが、

大阪ロータリークラブは、創立当初からクラブ親睦を大切に、ロータリーの精神である奉仕の理念やクラブの規則通りの運営などを、当時の日本の実情に調和させようと努力し、いち早くロータリーの定款を翻訳し、日本語の大阪クラブの歌を作ったり、ロータリー小唄を作ったりしているのが特徴的です。

『大阪ロータリークラブの歌』

15. 鏡の前の外科医

『鏡の前の外科医』という名著があります。これは、昔、イタリア国立連合病院のエンリコ・ジュッポーニ博士が出版された著書で、感動を覚える著作であると言われております。

それによると、何処の病院でも手術室にはいる前に消毒室があります。その消毒室の壁には、大きな鏡が取り付けられています。

医師は、手術室に入る前に、必ずここで手を洗い、手の消毒をします。鏡の前に立った外科医は、鏡の中に映し出された自分の目に問いかけます。

『今から行われようとしている手術は、人道に反していないか。良心に悖らないか。己の全能力を発揮できるか』を確かめるのであります。

その後で、静かに手術室に入ります。そして、手術が終わり、最後の縫合が行われると、外科医はもとの消毒室に戻り、手術衣と手袋を脱ぎ、マスクをはずしてから、再び鏡の前に立つのであります。

何故、鏡の前に立つのでしょうか。身嗜みをするためではありません。外科医は、今行ってきた手術の批判を、鏡の中の自分の目に問い糺すのであります。

鏡の中の目から、『手術は正しく行われたか。全力を発揮できたか。全て良心的に行われたか』と反省するのであります。鏡は、一瞬にして全てを表します。鏡は冷たく、隠蔽

することを知らないのであります。

この話は、昔、四国高松の故三宅徳三郎パストガバナーが、自分一人の理想として長い間誰にも話さず胸に収めて来られた述懐であります。

「自分は『鏡の中の外科医』のように、『鏡の前のロータリアン』でありたいと念願して既に三十有余年になる」と述懐しておられるのであります。

これは、自分の職業の尊厳を顧みて、自らがこれに忠実であろうとする職業奉仕の見事な実践例であります。

元来、医学は、中世神学から分かれたものであって、最初は、聖職者が司っていたものであり、その神学から専門分化によって医学が分化し、法学が分化して、最後に哲学が残ったのであります。このような沿革がありますから、神学、医学、法学の三職種は聖職者の流れを汲むだけに、自らを省みる目が一段と厳しいのであります。

そして、このことは、実業家も、利己と利他との調和を目指す点で何ら異なるものではありません。私達は、今一度、自らを謙虚に省みて、自分の心を磨き、自分を高めることによって職業社会に奉仕するという職業奉仕の原点に立ち帰り、『鏡の前の外科医』のような先輩に学ぶ必要があるのではないかと思うのであります。

16. イニシエーション・スピーチ

Initiation Speechというのは、会員がクラブに入会した時に行うスピーチでありまして、これは、会員が職業分類によって示された自分の職業を営むに当たって、どのような職業観乃至経営哲学を形成するに至ったか、ということ、同僚の会員に対して開陳するものなのであります。

元来、ロータリークラブというのは、地域社会に存在する全ての職種の横断面を捉えて、一つの職種から一人だけ会員を選ぶという一業一会員制の原則によって構成されているものでありまして、この故に、ロータリークラブというのは、職業分類クラブ (Classification club) であると言われていたのであります。

したがって、Initiation Speechというのは、ロータリークラブが職業分類クラブであることの当然の帰結でありまして、会員は、職業人としての所信を披瀝しなければならないのであります。その内容は、

『自分は、今まで斯く斯くの職業を営んで来て、今般、ロータリークラブに入会させて頂いたが、その職業を営むについては、斯く斯くの職業観・経営哲学を持っている。至らないところは教えて頂きたいと思うし、これから仲良くお付き合いを願いたい』
と言うだけのことでよいのであります。

現在のInitiation Speechというのは、新入会員が、長々と自分の履歴を喋って居るのが通例であります。ロータリークラブが職業分類クラブの性格を持っていることを考えますと、これは、肝心なところを忘れているものと言わなければならないのであります。

実は、1905年3月23日に開催されたシカゴロータリークラブの創立総会において、クラブの初代会長Sylvester Shieleが、この創立総会の日を記念して【石炭業界の展望に就いて】というテーマでスピーチをしているのであります。

これがロータリーの慣例の中におけるInitiation Speech第1号であります。もっとも、この当時は、親睦だけの所謂原始ロータリーでありましたから、未だ『奉仕』と言う概念はありませんでしたが、ロータリー運動の中におけるInitiation Speechの位置づけを正しく示しているものと言えるのであります。

因みに、Sylvester Shieleは、職業分類は石炭商であり、大変世話好きな職業人でありまして、終生ロータリー運動の発展について深い関心を持っていた人であり、常にポール・ハリスの良き相談相手であったと言われております。二人の墓も並んで建っているのであります。

17. ロータリーのモットー・その1 (A. F. シェルドン「He profits most who serves best」)

今年の規定審議会には、「He profits most who serves best」『奉仕に徹するものに最大の利益あり』というロータリーのモットーを廃止しようという提案が15件も出されています。そこで、このモットーについて考えてみたいのであります。

このモットーは、A. F. シェルドンが1911年ポートランドの全米ロータリークラブ連合会第2回大会において発表したものでありますが、シェルドンがこの言葉を発表する前に考えていたことは、利己と利他との調和ということでありました。

では、利己と利他との調和というのは、具体的に言えばどのようなことなのか？

ロータリーの綱領は、ロータリーは企業の根底に奉仕を置くべしと規定しています。

しかし、資本主義社会においては、企業の目的は、利益の追求でありますから、企業の根底には儲けがあるわけであります。

では、ロータリーは、儲けを否定するのか、と言うと、否定はしないのであります。ロータリーは、企業の根底に儲けがあることを認めた上で、それでは儲けとは一体何か、と考えるわけであります。

例えば、100円の物を仕入れて100万円ですばるとすれば、そのような利益をロータリー的な意味での儲け、利益と呼ぶことが出来るでしょうか。

法律的に考えれば、これは正に暴利であります。商人もやはり儲けなければなりません。それには限度があつて、適正な利益を超えて儲けてはならないのであります。

したがって、商人は、適正な利益＝儲けを得て幸せになりますが、客もその商品を買って取って幸せになると言う両者の調和点が何処かになければなりません。

これを抽象的な表現で表すと、【利己と利他との調和】ということになるのであります。いつもその調和を求めていくと、一つの取引を通じて、目に見える【商品と金銭の交換】だけでなく、目に見えない【満足と感謝の交換】、つまりお互いに小さな信頼関係を交換するようになるのであります。

商人は、当然利益を追求しなければなりません。しかし、利益というものは、働いた結果の問題でありますから、その限りにおいては、利益のことを第一に考えてはならないのでありまして、【利己と利他との調和】即ち、奉仕第一に考えなければならぬが、しかし、この考え方で仕事をすれば、結果的には、一番儲かることになるかとA. F. シェルドンは考えたわけであります。

彼は、この考え方を「He profits most who serves best」『奉仕に徹するものに最大の利益あり』と表現したのであります。

18. ロータリーのモットー・その2

ロータリーのモットーの一つである "He profits most who serves best" 『奉仕に徹するものに最大の利益あり』というの、このモットーの提唱者である A. F. シェルドンによれば、【利己と利他との調和】即ち、奉仕第一の考え方でやれば、結果的には、一番儲かることになるのである、と言うのであります。

これは中国の古典「易経」の『積善の家に余慶あり』と多少似たところがありまして、利己と利他との調和、即ち、職業の倫理をもって社会的責任の遂行をすれば、このような職業人に損をした人はいない、とシェルドンは言うのであります。

しかし、この言葉は、色々と誤解を受けました。『奉仕を餌にして儲けを釣る』とか、色々な考え方があって、非常に方便的な表現でありますから、これはロータリーの精神を示すものとしては、如何なものか、という議論がありました。

この議論は、昔、ヨーロッパ系のロータリアンの側からも出ており、日本のロータリアンの中にもかなりあるのであります。

しかし、シェルドンが、この言葉を作ったときに、彼が本当にそのような方便的なことを考えていたのであれば、批判されてもよいと思います。しかし、彼は、そのような方便的な考え方は、一切持っていなかったのであります。

彼は、どのようなことを言ったのか？と言いますと、彼が言うのは、

『"He profits most who serves best" というのは、利己と利他との調和とは言いが、調和できるのは神様の世界であって、人間の世界では何処まで行っても調和出来るものではない。もし調和できるとすれば、それは宗教の世界であり、悟りを開いた聖者の世界である。

ところが、ロータリーは宗教ではない。したがって、聖者にはならなくてもよい。しかし、聖者になることを毎日念願しながら、日常生活を営み、自己研鑽の努力をすればよいのであって、【利己と利他との調和】と言うのは、あくまでも【念願の世界】であって、【実現の世界】ではない。したがって、【利己と利他との調和】を念願しながら、それを少しでも早く実現出来るように、例会で自己研鑽を遂げる、自己改善をする、このような努力をして、企業管理をしている人に、損をした人はいない、必ず儲かる、とシェルドンは言うのであります。

要するに、"He profits most who serves best" という言葉を【利己と利他との調和】で、即ち、奉仕の精神で企業経営をしている人に損をした人はいない、と訳すと、シェルドンの考え方をうまく表現できると思うのであります。

19. ロータリーのモットー・その3

ロータリーのモットーである "He profits most who serves best" 『最もよく奉仕する者は、最も多くの利益を得る』という言葉を、【利己と利他との調和】の考え方で、即ち、奉仕の精神で企業経営をしている人に損をした人はいない、と訳すと、このモットーの提唱者である A. F. シェルドンの考え方をうまく表現できると思うのであります。

ただ、しかし、一つ反論が予想されます。即ち、"He profits most who serves best" の翻訳としては、一つだけ "most" という言葉が抜けているのではないか。『最もよく』という言葉、単に『損をした人はいない』と訳したのでは、これは防衛だけであって、『最もよく』が出て来ないのではないか、という反論であります。これは尤もな議論であります。

そこで、これは一語では表現できないので、表現を補充しなければなりません。即ち、『奉仕の精神で企業経営をしている人に損をした人はいない。そればかりか、我利我欲で企業経営をする人よりは、遙かに多くの利益を得る結果となる』と。

事例を挙げておきます。

『私は、自分の利益を考えないで、お客さんのことばかり考えて働いていたら、お客さんの数が3倍に増えた。したがって、私は "He profits most who serves best" という言葉を

体験的に理解することが出来るようになった』

という人が、小売業者の中から出ているのであります。

また、歯科医師からも事例が出ています。この先生は、患者を診たときに、この人を治療したら幾らになるか、ということ、必ず頭の何処かで考えたと言います。

ところが、ロータリーに入って奉仕哲学を勉強してからは、そのような考え方が消えてしまって、『どうしたら、この人の苦痛を和らげて、治療費を安くすることが出来るか』ということ一生懸命考えるようになったと云うのであります。すると、患者が増えて増えて困るようになったと言う報告例が出て居るのであります。

したがって、【利己と利他との調和】を基にして考えると、損をした人はいない。更に、我利我欲で経営をしている人よりも、遙かに多くの利益を得ることになる。

このモットーは、このような意味を持って使われたのであろうと思うのであります。

なお、この profits と云うのは、精神的な利益を意味するのか、物質的な利益を意味するのかと云う議論があります。これは、初期ロータリーの世界でもかなり議論があったところであり、現在も意見の分かれるところであり、以下次号に。

20. ロータリーのモットー・その4

ロータリーのモットー "He profits most who serves best" 『最もよく奉仕する者は、最も多くの利益を得る』というのでありますが、このprofitsというのは、精神的な利益を意味するのか、物質的な利益を意味するのかという議論があります。

これは、初期ロータリーの世界でも、かなり議論のあったところでありまして、その時に、これは精神的な利益の事をいうのである、という人に対して、シェルドンは、『違う。儲かるという意味である。これは、金額をもって示すことが出来るものである』と言っているのであります。

したがって、精神主義者の側からすると、シェルドンは、評判が悪いのであります。しかし、シェルドンの気持を誤解してはなりません。

彼は、【利己と利他との調和】企業管理者としての社会的責任の遂行、この原則を第一義にしていくと、その限りにおいて、儲けなどということは、第二次、第三次のことではあるが、結果的には儲かってしまう、と言うのであります。

この点についてポール・ハリスは、その著書【ロータリーの理想と友愛】の中で、次のように述べています。

『最もよく奉仕する者は、最も多くの利益を

得る、という標語は、世俗的に過ぎないかという非難もある。また、シェルドンがこの思想の中に観念した報酬とは物質的なものか、精神的なものか、と問う人がある。

著者の信ずるところによれば、シェルドンは、彼自身に関する限り、所謂、精神的報酬に主眼をおくものである。

しかし、彼の目的は、最大多数の人々に最大限の幸福をもたらす事であって、その最大多数の人々は、物質的利益に多くの関心を持つということに彼はよく認識していた。したがって、利益の生み方を正しいものにするように努力したいと考えた。火力が強ければ強いほど熱度は高い。サービスが大なれば大なるほど利得は多いと主張したのである』と。

したがって、ポール・ハリスは、『著者の信ずるところによれば、シェルドンは、彼自身に関する限り、所謂、精神的報酬に主眼をおくものである』と言って、シェルドンとは、若干ニュアンスが異なりますが、結論としては、『シェルドンは、最大多数の人々は、物質的利益に多くの関心を持つものであることをよく認識していたから、サービスが大なれば大なるほど利得は多いと主張したのである』として、シェルドンが物質的な報酬に主眼をおくと主張したことに同調しているのであります。

21. ロータリーのモットー・その5

シェルドンの"He profits most who serves best"というモットーと時を同じくして、1911年アメリカ・オレゴン州ポートランドの全米ロータリークラブ連合会第2回大会において相次いで発表されたモットーに"Service, Not self"があります。

これは、ミネアポリスロータリークラブの初代会長Benjamin Franklin Collinsが提唱したものでありまして、ロータリーの奉仕というのは、"Service, Not self"即ち、自己を滅却して、神の司る宇宙の秩序体系の下に帰依することであると説いたのであります。これは中世キリスト教神学の思想以外の何物でもない優れて宗教的な思想であります。

これに対して、シェルドンの"He profits most who serves best"は、世俗的な実業倫理の概念であります。したがって、この二つのモットーは、Serviceという同じ言葉を使っているけれども、意味内容が全く違うのであり、棲んでいる世界が異なるのであります。即ち、一方は、宗教の世界であり、他方は、実業倫理の世界なのであります。

ところが、この二つのモットーが発表された当時のロータリアン達は、このことに気付いていなかったのであります。そこで、これは素晴らしいモットーだということで、決議委員長のピンカムJames Pinkam が、この二つのモットーをロータリーの公式標語として採用しようと提案して、これが議決されてし

まったのであります。

ただ、議決はしましたが、当時の大会決議は、全米のロータリークラブに対して拘束力を持っていませんでしたので、1950年のデトロイト国際大会の決議をまって、"Service above self"と変えられた形で、"He profits most who serves best"と共にこの二つの標語がロータリーの公式な標語として採択されるに至ったのであります。

では、何故、"Service, Not self"が"Service above self"になったのか？

"Service, Not self"は、宗教の世界にある概念であります。ロータリアンは職業人として、厳然と自我selfをもっています。これをNot self即ち、自我を否定するのはおかしいのではないか。したがって、自己否定ではなくて、自我の上に、即ちabove selfで奉仕を考えるべきであるというので、1920年頃（正確な年月は不明確であります）シェルドンによって"Service above self"と変えられたのであります。

では、何故、10年間も変えることが出来なかったのか？

それはBenjamin Franklin Collinsがあまりに偉大なロータリアンであったことと、Benjamin Franklin Collins以降、ロータリーの代表的な指導者には、"Service, Not self"の世界に生きた人が多かったからでありました。

『クラブ奉仕』～クラブ自治権の確立～

深川 純一

今、ロータリーは、創立100周年を迎えようとしています。そこで、今日は、ロータリーの歴史の一端を振り返り、主としてクラブ奉仕について、その原理の世界を眺めてみたいと思うのであります。

先ず、歴史の話から入ります。

ポール・ハリスがロータリーを創立した1905年から1927年までの約20年間のロータリーは、正に原理探求のロータリーでありました。即ち、ポール・ハリスを始め初期のロータリアン達は、ロータリーとは何か、と言う視点から、ロータリーの原理の探求に心血を注いだのであります。

先ず、1908年、A. F. シェルドンによる奉仕理念の確立とその提唱があり、1910年、当時全米に存在した16のクラブによる全米ロータリークラブ連合会の設立。1915年、サンフランシスコの国際大会における『全分野の職業人を対象とするロータリー倫理訓』別名『ロータリー道徳律』の採択によって個人倫理が確立され、1921年、第一次世界大戦を契機として、スコットランド・エディンバラの国際大会において国際奉仕の概念が確立されました。次いで、1922年、ロサンゼルス国際大会において、国際ロータリーの定款・細則及び標準ロータリークラブ定款の採択によってロータリーの組織原理が確立され、更に1923年、セントルイスの国際大会において、奉仕の実践に関する決議23-34号の採択によってロータリーの実践原理が確立されたのであります。そして、1927年、国際ロータリーは、今日の4大奉仕部門を確立して、従来の原理探求のロータ

リーから実践のロータリーへ入っていったのであります。

このようにして、初期ロータリーが様々な原理を確立したことによって、ロータリーは1940年まで隆々として栄えたのであります。

しかし、1945年、第2次世界大戦の終結後、ロータリーの衰退が始まったと言われているのであります。但し、日本のロータリーは、戦後、1960年（昭和35年）まで原理探求のエネルギーは衰えなかったのであります。

なお、ここにロータリーの衰退というのは、ロータリアンの数の減少のことではなくて、原理的なロータリー運動の衰退の意味であります。ロータリー運動がマンネリズムに陥って衰退していったのであります。

そして、1980年には、1915年のサンフランシスコ国際大会において採択された【全分野の職業人を対象とするロータリー倫理訓】別名【ロータリー道徳律】が廃止になり、1915年に確立された個人倫理の核が失われるに至ったのであります。

更に、1990年を越えると、国際ロータリーによって人道主義的団体奉仕が強調され、ロータリー本来の奉仕である個人奉仕、ことに職業奉仕や社会奉仕が軽んぜられるようになったのであります。

そして、遂に、2001年の規定審議会において、一業一会員制の原則という原理の核が崩壊し、今やロータリーは、ロータリー本来の姿を失ってしまったかに見えるのであります。

今日、国際ロータリーが強調しているのは、会員増強とロータリー財団の寄付、そして人道主義的な団体奉仕事業であります。

会員増強については、戦後、順調にロータリアンは増え続けましたが、これも21世紀に入ると減少しはじめており、数の上でもロータリーの衰退は止まらないのであります。

しかし、今、ロータリー創立100年を迎えるに当たって最も大切なことは、会員を増強することではありません。ロータリー財団の寄付額を増やすことでもありません。それは、地区内各クラブの自治権を確立することです。何故かと言うと、今、クラブ自治権は、崩壊の危機に瀕していると思われるからであります。

一昨々年、2001年度の規定審議会において、従来、ロータリーの魅力の核と言われた一業一会員制の原則が否定され、更に、標準クラブ定款に抵触するクラブの設立が容認されるなど、正に驚天動地の現象を見ても、会員の増強、ロータリー財団の寄付、そして、人道主義的奉仕などが前面に押し出され、クラブ本来のあり方、即ち、クラブ自治権が忘れられているかに見受けられるのであります。

クラブ自治権というのは、ロータリアンが、自分達のクラブは、自分達で自主的に管理する、と言うことであります。平たく言えば、『自分達のクラブは、自分達で守る』ということであります。これはロータリークラブ存立の基本前提なのであります。したがって、クラブ自治権を確立しなければなりません。そのためには、何を為すべきか。答えは一つ。クラブ奉仕に徹することであります。

クラブ奉仕と言うものは、ロータリーの奉仕の基本類型であります。

今から約25年位前までは、『ロータリーのロータリーたる所以は、職業奉仕の実践にあり』と言うことを耳にタコが出来るほど聞かされたものであります。

しかし、ロータリーの奉仕の基本類型を原理

的に分析しますと、『ロータリーのロータリーたる所以は、職業奉仕の実践にあるのではなく、クラブ奉仕の実践にある』と言うことが判るのであります。

実は、ロータリーのロータリーたる所以は職業奉仕の実践にあり、と言う言葉は、ライオンズクラブ、キワニスクラブ等のアメリカ系奉仕クラブに職業奉仕の概念がなく、ロータリーのみにある独自の奉仕類型であるという点を捉えて、誰言うとも感覚的に唱えられ出した言葉だったのであります。

元来、ロータリーの原理というものは、クラブ例会を中心にして、その内と外に分けて分析することが出来るのであります。即ち、

先ず、クラブの内では、ロータリアンが親睦の内に自己研鑽・切磋琢磨して奉仕の心を作るのであり、このクラブの内なる奉仕をクラブ奉仕と言うのであります。

そして、クラブ例会を一步外へ出ると、そこは奉仕の実践の場であり、奉仕の心をロータリアンの生活万般に適用することを奉仕の実践と言うのであります。即ち、

奉仕の心を職業生活に適用すれば職業奉仕となり、家庭生活、社会生活に適用すれば社会奉仕となり、そして、国際社会生活に適用すれば国際奉仕となるのであります。

要するに、クラブの中では奉仕の心を作る。これがクラブ奉仕であり、クラブの外では奉仕の心の適用として、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕が実践されるのであります。したがって、ロータリーの奉仕類型の中では、親睦の内に奉仕の心を作るクラブ奉仕が奉仕の基本類型なのであり、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕等の奉仕の実践は、その反射的効果に過ぎないのであります。したがって、原理的には、『ロータリーのロータ

りたる所以は、クラブ奉仕の実践にあり』と言うことになるのであります。

ところで、クラブ奉仕には二つの側面があります。

第1は、ロータリーの組織の側面、即ち、定款細則論であります。ロータリー運動を法的な原則の面から原理立てて理解することです。

第2は、ロータリアンの精神世界の側面、即ち、倫理の問題であります。これは、法的なルールに従って行動しても、それが直ちにロータリアンとしての正しい行動になるかどうか判らないと言うことであります。したがって、全てのことは、ロータリー運動に参加するロータリアンの自覚、即ち、精神世界の問題が一枚どうしても入って来ざるを得ないのであります。

この精神世界の問題は、権利義務の問題ではありません。法的に『このようにしなさい』と言っても強制出来るものではありません。『勉強しなさい』と言っても、本人がする気にならなければ教育効果は上がりません。これは、教育の課題でありまして、このように法的な強制の出来ない分野のことを倫理の世界というのであります。

要するに、クラブ奉仕論を理解するには、先ず第1に、定款細則を中心に法律論的な理解をすること、即ち、客観的な行動のルールを身に付けることが必要であると同時に、その根底に道徳的な、倫理的なルール、即ち、主観的な精神面のルールを身に付けなければならないのであります。それなくしてクラブ自治権を確立することは出来ないのであります。

戦後暫くの間の日本のロータリーの泣き所は、定款細則を中心に法律的に、手続要覽的にロータリーを理解しようとしたことが、個人倫理の側からロータリーを理解しようとする視点が欠落していたことであります。言わば定款細則のロータリーであったと言うことであります。

しかし、最近では、日本全国の指導者によってこの誤りが修正されている状況であります。

したがって、倫理的な意味におけるクラブ奉仕論がどうしても必要であり、定款細則だけのクラブ奉仕では、心がありませんから三百代言のロータリーになってしまって、本当のロータリアンが育たないのであります。

したがって、ロータリアンが親睦の内に奉仕の心を作ると言う観点から、倫理的な意味におけるクラブ奉仕の原則を立てて、それを根底に法律的な定款細則の議論をしなければならぬと思うのであります。これがクラブ自治権確立の基本前提なのであります。

では、クラブ奉仕における倫理原則とは、一体どのようなものでしょうか。

第1に、自己研鑽の自覚を持って、ロータリーのあらゆる会合に参加することです。自己研鑽の自覚、即ち、自分に言い聞かせて例会に出ると言うことであります。何故、忙しいのに例会に出なければならないのか。忙しければ忙しいほど例会に出よ、とロータリーが言うのは何故か。それは自分を磨くと言う倫理的な目的を持って会合に参加しなければならない、と言うことを意味しているのであります。

第2に、自分を磨くためにロータリーの会合に参加するのでありますから自分自身が出席しなければならないなりません。何故、このような馬鹿げたことを言うのかと言いますと、最近、大都会の一部のロータリークラブで汚らしい習慣があり、例えば、ロータリアンたる社長の代わりにロータリアンでない専務がメイクアップに出向くというようなことが行われているからであります。『学生の代返』のような代理出席であります。このようなことが横行するとロータリーの魅力などというものは失われてし

まいます。これはロータリー以前の問題であります。

ロータリアンは、自分を磨くためでありますから、自分自身が出席しなければならないのであります。例えば、クラブ会長は、自分を磨くために会長職を務めるのであります。ガバナーは、自分を磨くためにガバナー職を努めるのであります。クラブ幹事も同じであります。したがって、クラブ幹事は、事務職員には、あまり仕事をさせてはなりません。その分だけ自分が磨かれないことになるからであります。出来るだけ自分自身で事務処理をするべきであります。事務職員を使ってはいけない、とは言いませんが、使うとしても、事実的な行為で、重要でない仕事に限ることが望ましいと思うのであります。これを法律的には、履行補助者の理論というのであります。事務職員は、ロータリー運動の履行補助者なのであります。

実は、事務職員とロータリアンとの関係をどのように考えるべきか、と言う議論を立て直す必要があろうかと思うのであります。即ち、

事務職員は、効率を重んずる世界に棲んでいるのであります。これに対し、ロータリアンは、奉仕哲学という質の世界に棲んでいるのであります。両者は、棲んでいる世界が異なるのであります。したがって、効率の世界の論理をもって、奉仕哲学という質の世界の事務をコントロールすることは厳に慎まなければならないと思うのであります。

ロータリー運動というものは、全て奉仕哲学に基づいて営まれるものでありますから、ロータリアンは、奉仕哲学という質の世界の論理をもって、ロータリー運動をコントロールしなければならないのでありまして、些かなりとも、ロータリー運動上の重要な事務処理を事務職員に任せてはならないのであります。したがって、例えば、ガバナーは、地区委員の選任については、自分自身で依

頼しなければならないのでありまして、その選任を事務職員に委せてはならないのであります。

要するに、ロータリアンは、自己研鑽のために、即ち、自分を磨くためにロータリー運動に参加するということを忘れてはならないのであります。社長の代わりに、専務がメイクアップに出席するなどもつてのほかであります。

何故これがいけないのか、と言いますと、ロータリアンは、ロータリー運動上の義務を他人に委ねてはならないのであります。何故かと言いますと、それが自己研鑽の契機だからであります。したがって、ロータリアンのロータリー運動上の権利義務は、ロータリアンの一身専属権であると言えるのであります。

それは、代理とか代行とかに親しまない、自分でしか出来ないことなのであります。例えば、結婚は、必ず本人がしなければなりません。代理人によって結婚することは出来ないのであります。新婚初夜の代行を頼むような人は居ないと思います。

このようにして、ロータリアンは、全て自分自身で物事を処理しなければなりません。それは、自分を磨くためだからであります。したがって、ロータリーの会費も、自分を磨くためでありますから、高い会費が必ずしも高くないのであります。

例えば、地区委員会や地区協議会への出張旅費は、本来、支給すべきものではないのであります。ただ、クラブ会長やガバナーが気を遣って善意で支給した時には、これを受け取ってもよろしいが、本来、これらの旅費は、ロータリアンの方から請求すべき筋合いのものではないのであります。何故ならば、ロータリアンは、自分を磨くために出張するのでありますから、このような些末なものについては手弁当でやるべきであります。旅費を受け取るということは、ロータリアンが奨学金を貰って自分を磨くことになるのでありま

す。

地区委員会への出張旅費を事務局にしつこく請求する人が居ると言うことを耳にしますが、ロータリアンとしては、誠に恥ずかしいことであると言わなければなりません。このようなロータリアンが居るから、事務職員に馬鹿にされるのであります。

ロータリアンは、地区の仕事をするときには、自分の金で出張するべきであります。自分の金で人のために仕事をするのをロータリアンというのでありまして、人の金で人のために仕事をするのは、ロータリアンとは言えないのであります。

もっとも、地区外へ出張については、金額的に負担が大きくなるので、旅費、宿泊費乃至これと同視すべき程度の金は支給してもよいと思います。殊に、国際ロータリー理事が、遙々とエヴァンストンに出張するような場合には、かなりの金額を負担することになりますから、これは当然、旅費を支給すべきであります。

何故、このように厳しく言うのかと言いますと、ロータリー運動というものは、全てロータリー哲学に基づいて営まれるものでありまして、ロータリー運動上の全ての作業は、ロータリアンの自己研鑽のために、自分を磨くために行われるものでありますから、ロータリアンは、自分の労務の提供に対して報酬の請求をしてはならないからであります。

この点に就きましては、近來、国際ロータリー会長が、会長ノミニーに就任した時から3年間で2,640万円の報酬を得ているのは、果たして如何なものかと思うのであります。

国際ロータリー会長ともなれば、全世界に出張することになりますから、その旅費、宿泊費は、莫大な金額になります。したがって、これらの旅費、宿泊費については、当然、実費として支給されるべきであります。これ以外に、報酬も支

給すると言うことになると、ロータリーの原理に照らして、納得できないものがあるのであります。

国際ロータリー会長は、貴重な時間と労力を犠牲にしてロータリーに献身しておられるのであり、言わば、国際ロータリー会長の献身が無償であるが故に、会長は、社会に対して貸し方になっているのであります。その結果、国際ロータリー会長は、尊敬と信頼をもって報いられるのであります。会長の献身が、報酬を受け取ることによって、貸し借りなしに精算されてしまえば、会長に対する尊敬も信頼も生まれる筈はないのであります。

国際ロータリー会長は、ロータリー存在の根拠を主張する役職であり、ロータリー存在の権化とも言うべき人でありますから、些かなりとも報酬など受け取るべきではないと思うのであります。会長は、無報酬であるからこそ光ると思うのであります。

以上を要するに、ロータリアンは、ロータリー運動上の色々な些末なものについては、自分を磨くため、自己研鑽のためでありますから、手弁当でやるべきであります。

ロータリー運動は、福祉社会というものが提唱される遙か以前に出来上がった、地域社会の最も良質な職業人のボランティア活動であったという事実をよく踏まえておかなければならないと思うのであります。

以上を要するに、第2点は、何事も自分を磨くためであるから自分で処理することであります。それから、手弁当でやるということであります。

第3に、クラブ奉仕における倫理原則として、クラブの中における均一的平等の原則があります。

ロータリー運動というものは、平行運動の要素がありまして、『ロータリーは、人の上に人を作ら

ず、人の下に人を作らず』ということが肝要であります。したがって、ロータリアン同士の間においても、人の上に人を作り、人の下に人を作ってはならないのであります。

このことを保障するために、ロータリーは、創立以来、クラブの通常経費は、クラブ会員の頭数で割って、均分に負担すると言う原則があるのであります。したがって、バスターガバナーも、昨日入会した新会員も、クラブの会費は同額なのであります。

何故、同額なのか、と言うと、これは、多分にアメリカ的論法でありまして、クラブの財産権を同じ持ち分で共有するが故に、クラブを管理するに当たっては発言権は平等であるという形になっているのであります。

会費は同額でありますから、例えば、誰かが威張った分だけ自分も威張る権利がある筈だということになるわけでありまして、これは、クラブというものが完全にリベラルな平等対等の社会だからであります。これが、クラブという社会制度の論理であります。

したがって、ロータリーは、クラブ会長になったからと言って、会費が高くなるわけではありません。何故かと言いますと、会長というものは、ロータリーが運動体として果たさなければならぬある種の機能を1年間委託された人（お預かりした人）に過ぎないからであります。したがって、会長になったことは、他のロータリアンよりも偉いロータリアンになったことを意味しないのであります。ロータリアンは、全て平等対等であります。

この理は、地区委員も、ガバナー補佐も、そしてガバナーも同じであります。更に国際ロータリー会長も同じくロータリアンとして平等対等であります。

地区委員は、一般のロータリアンよりも地位が高いではありません。平等対等であります。ガ

バナーも、一般のロータリアンより偉いではありません。平等対等であります。もし、ガバナーが、自分は一般のロータリアンより偉いのだと思っているとすれば、そのようなガバナーは、ロータリーの原理を弁えないという意味において、俗にバカナーと呼ばれることになるのであります。

要するに、クラブ会長も、地区委員も、ガバナーも、国際ロータリー会長も、ロータリーの全ての役職は、運動体としてのロータリーの機能（役割）の配分の問題である、と言う具合に理解しないと、ロータリー運動の本体が判らなくなるだろうということでありまして。

ロータリアンは、ロータリーの例会に参加するときには、世俗の憂きことを忘れて、そして、人の上に人を作らざる、人の下に人を作らざる、そのような純粹心の世界の中から純度の高い心と心を通わせるのでありまして、これがクラブ奉仕の中核にある考え方でありまして、そうでなければ、心は通わないのであります。

私は、この論理を説明するために茶席の論理を使います。即ち、

茶席には、大名も武士も町人も百姓も、社会のあらゆる階層の人が入ってきます。しかし、大名も武士も、茶席に入るときには、腰の刀をはずして丸腰で入ります。そして、皆が平等・対等の立場で、静かに茶を喫して去る（喫茶去）、これが茶席の論理であります。

ロータリーの論理もこれと同じでありまして、ロータリーには、大会社の社長も、零細企業の経営者も、大病院の院長も個人の開業医も居ますが、一旦ロータリーの世界に入ると完全平等対等の立場で心と心を通わせるのであります。それ故に、そこからユーモアも生まれるのであります。これがロータリークラブの論理であります。

昔、桐生のロータリークラブの初代会長が、『ロータリーの例会は、ロータリアンが神様になり

合う時間である』と言いました。これは大変よい言葉であります。多少当てずっぽうな感じもしますが、正鵠を射た表現であると思うのであります。

『ロータリーの例会は、ロータリアンが神様になり合う時間である』

世俗の憂きことを忘れて、神様と神様との間には格差はないのでありますから、大企業の社長も、小企業の社長も、大学卒も、そうでない人も、ロータリーの世界では対等であり、平等であります。これを均一的平等の原則というのであります。これは、非常に大事なところであります。

そして、この均一的平等の原則は、ロータリアンと事務職員との関係、そして、ロータリアンと一般地域社会の人達との関係にも当然適用せられるものでありまして、全ての人達が平等・対等なのであります。ロータリアンは、事務職員や地域社会の人達よりも地位が高いのではありません。ロータリーは人の上に人を作らず、人の下に人を作らず、万民平等の思想がロータリーの思想なのであります。

第4に、この均一的平等の原則があればこそ、最後に、ここから『ロータリー精神』即ち、

Spirits of Rotaryが出て来るのであります。したがって、ロータリー運動に参加して、お互いに心と心を通わせて、自分の心の中に他のロータリアンの良質な心の状態というものを映し植えて、そこから何かのものを学んで立ち去るという、その最も良質なものを学んだことによって、自分というものが育てられていくのであります。ロータリーというのはこのような動的な概念なのであります。

『私』というものは、今ここに居ますが、この『私』は、例会に出る前の『私』ではありません。また、例会に出た後の『私』とも一寸違います。しかし、今の『私』として固定されるべきものではありません。

ません。

絶えず、自分というものの内容が、ドンドン高まっていく。そのエネルギーを与えるものは、他のロータリアンであります。他のフェローロータリアンが、毎週一回の例会でエネルギーを与えてくれるのであります。それによって自分の精神世界が無意識的に、質的に高まって行くのであります。

他のロータリアンとお付き合いをすることによって、自分というものが育てられていくのであります。これを、ロータリーのフェロシッピとかロータリー精神を育む世界というのであります。

1974-75年度の国際ロータリー会長 William R. Robbinsは、

"Renew the spirit of Rotary"『ロータリー精神を奮い起こせ』というターゲットを打ち上げましたが、これは、クラブ奉仕の中核を突いている意味において、誠にホームラン的な素晴らしいターゲットであると言えるのであります。

最後に、自治権を確立した各ロータリークラブは、当然、自治団体であります。この自治団体である各ロータリークラブの連合組織体である国際ロータリーもまた自治団体なのであります。そこで、双方が自治団体として、お互いに自主独立性を主張すると、利害が衝突することもあるのであります。これをどのようにして調和させるかという問題があります。

この問題は、標準クラブ定款第9条の各クラブの自治権と国際ロータリー定款第3条の直接監督権との関係をどのようにして調和させるか、という問題であります。

これは、一方を立てると、他方が立たない、他方を立てると、一方が立たない、という関係にありますから、これを実質的にどのようにして調和させるかという問題であります。

言い換えると、先ず、国際ロータリーがあっ

て、そのお陰で各ロータリークラブがあるのか、それとも、先ず、各ロータリークラブがあって、そのお陰で国際ロータリーがあるのか、という問題であります。

つまり、国際ロータリー定款第3条の直接監督権を中心に考えていくと、国際ロータリーが主であって、各クラブが従であります。したがって、国際ロータリーがあって、初めて各ロータリークラブがあるという考え方が一つ成り立ちます。

ところが、標準クラブ定款第9条の各クラブの自主独立性から考えていくと、自主独立性があって、初めてロータリークラブというものがあるのが円満に発展を遂げることが出来る、即ち、各クラブが主であって、国際ロータリーが従であるという考え方が成り立つのであります。

このどちらをとるのか、という問題であります。この問題は、1910年に全米ロータリークラブ連合会を作るか否か、の時の大問題であったのであり、また、1922年に国際ロータリーが成立し、直接監督権を認めるか否か、の時も最大の問題であったのであります。

最近の日本のロータリアンは、国際ロータリーからチャーターが出て、初めてロータリークラブとして正式に認められるわけであるから、国際ロータリーが主であって、ロータリークラブが従であると考えなければなりません。

標準クラブ定款第9条は、『このクラブの管理主体は、これを理事会とする』と規定しています。これは、ロータリークラブの大黒柱的な規定でありまして、国際大会の決議によって採択されたクラブ自治権確立の大原則であります。これは、クラブの自主独立性を保障した無条件絶対の規定なのであります。したがって、国際ロータリーといえども、この自主独立性を侵害することは許さ

れないのであります。

しかし、一方、国際ロータリー定款第3条は、クラブに対する直接監督権を規定しています。この両者の関係をどのように調整するのか、という問題であります。これを解決したのが、1923年のセントルイスの国際大会の決議23-34号第5項なのであります。

そこには、『各ロータリークラブは、絶対的な自主独立性を有する。絶対的自治権を有する』と規定されています。つまり、標準クラブ定款第9条が中心であると規定しているのであります。即ち、

先ず各クラブがあって、初めて国際ロータリーがあるという考え方であり、これは無条件絶対であります。一切の但し書きはありません。これは国際大会の決議によって認められている大原則なのであります。

そして、このような絶対的自治権の内容を判りやすくする説明がついています。即ち、『国際ロータリーは、積極的または消極的な意味において、如何なる奉仕活動にせよ、各ロータリークラブに対して命令する権限を有しない』と。いとも明快であります。

ところが、これでは、国際ロータリーの直接監督権即ち、各クラブに対して指導と助言を与える立場というものが原理的に成り立たなくなります。

そこで、国際ロータリーの直接監督権との調和をどのようにすればよいか、と言う問題になるのであります。決議23-34号は、ここにロータリーの奉仕哲学を一枚入れるのであります。

先ず、ロータリアン一人ひとり、一國一城の主であります。皆、自主独立性をもっています。しかし、その自主独立性は、独りよがりの単なる自主独立性の主張であってはなりません。これでは『井の中の蛙、大海を知らず』と言うことになり、自主独立性を長期的に発展させることが出来ません。

世の中の状況は、千変万化に変化します。この千変万化の社会状況に無限に亘って柔軟に対応できる良質な自主独立性をどのようにして育てたらよいのか。これを解決するところにロータリーの真髓があるのであります。

自主独立性を実質的に育てるためには、自主独立性を主張する者が、謙虚に頭を垂れて、周囲の人達に学ぶ姿勢をもたなければなりません。したがって、各クラブは、国際ロータリーから出される指導と助言や他クラブの経験について、謙虚に頭を垂れて学ぶ姿勢をもたなければならぬのであります。

そうすると、国際ロータリーは、自主独立性を育てるための指導と助言や他クラブの経験について、全世界に情報媒介機能を持っていますから、ロータリークラブは、国際ロータリーからの指導と助言に謙虚に頭を垂れて学ぶ姿勢を持たば、その自主独立性は、無限に発展できることになるのであります。

したがって、標準クラブ定款第9条と国際ロータリー定款第3条の規定は、実体論理の世界では矛盾するものではない、という形になるのであります。

以上を要するに、クラブの自主独立性といえども、あらゆる問題に対して無制限に主張できるものではありません。クラブの自主独立性を実質

的に保障するためには、クラブの方も国際ロータリーの指導と助言や他クラブの経験に謙虚に頭を垂れて学ぶ姿勢をもたなければならないのであります。このようにして、はじめて両者の対立が調和され、良質な自主独立性が育つことになるのであります。

以上は原理論であります。この論法を現実のロータリーの世界に当て嵌めてみます。

例えば、会員増強を考えてみます。国際ロータリーがロータリークラブに対して会員増強を要請した場合、クラブとしては、自分のクラブの会員数の適正值は何名位が適当かを考え、現実のクラブの会員数がそれに合致している場合には、クラブ自治権によってそれを守ればよいのであって、国際ロータリーの要請を受け入れる必要はないのであります。

しかし、これに反して、現実のクラブの会員数が、適正值を遙かに下回っている場合には、クラブは、国際ロータリーの指導と助言に謙虚に従うべきであります。

このようにして、クラブの良質な自主独立性が実質的に保障されることになるのであります。

以上、昨今のロータリーの世界を顧みて、もっとも重要にして且つ緊急を要するクラブ自治権の確立について申し述べた次第であります。

あ と が き

竹中秀夫会員の発案で深川純一会員のロータリー3分間情報を「純ちゃんのコーナー」と名付けて始めたのが今から3年前です。

そしてこのたび、深川純一会員の話をもっと多くのロータリアンの皆様に今後のロータリー活動の為に役立てて頂きたく1年間の話しを「純ちゃんコーナーPARTⅢ」として、小冊子としてまとめました。

この、「純ちゃんコーナーPARTⅢ」には、2003～2004年度の例会で21話と2004年3月にポートピアホテルで開催されたR I 2680地区研修セミナーでの「クラブ奉仕」ークラブ自治権の確立ーを掲載しています。

小冊子を通じてロータリーを理解し、更に身近なものとして活用していただければ幸甚です。

末筆となりましたが、深川純一会員のご厚意にあつくお礼を申し上げますと共に発刊にあたりご協力を賜りました竹中秀夫会員、事務局の方々に深く感謝致します。

2004年7月 伊丹ロータリークラブ ロータリー情報委員会